補本公示０８－１第２７号
令和８年６月３０日

令和８年度「迎撃ドローン早期取得プログラム実証試験業務委託」の契約希望者募集要項

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部経理部長

令和８年度「迎撃ドローン早期取得プログラム実証試験業務委託」の契約について公募を実施しますので、応募希望者は、下記に基づき資料等の提出をお願いします。

記

１　調達品目等
令和８年度「迎撃ドローン早期取得プログラム実証試験業務委託」
２　応募希望者の資格
次に掲げる事項のすべてに該当することとします。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
（２）予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（４）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（５）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
（６）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者

（７）令和０７・０８・０９年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有するか、申請中である者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等である者。なお、申請中に応募した場合は資格決定後、速やかに資格審査結果通知書（写し）を提出すること。

（８）以下の「①共通事項」を全て満足し、かつ、「②タイプ別提案事項」のいずれかを満足する提案であること。

①共通事項

ア　終末誘導が自動化されていること。

イ　中間誘導について、ＧＣＳ（Ground Control System）を用いた自動化への拡張性について考慮されていること。

ウ　最高速力２５０ｋｍ／ｈであること。

エ　バッテリー駆動方式であること。

オ　垂直離着陸（ＶＴＯＬ）方式であること。

カ　長射程自爆型ＵＡＶの迎撃に関する試験等の実績を有すること。

キ　輸入品（部品を含む）の場合は、輸出規制に関して考慮されていること。

ク　量産機の納期が概ね３か月以内であること。

②タイプ別提案事項

ア　タイプ１

機能拡張することなく、単一の管制装置から複数機の同時管理・目標割当が可能であること。

イ　タイプ２

最大射程が２５マイル（約４０ｋｍ）以上であること。

ウ　タイプ３

国産であり、国内生産基盤が整備されていること。

エ　タイプ４

最高速力が４００ｋｍ／ｈ以上であること。

（９）企業において試験等結果を保有している項目については、この業務委託における試験を省略し、シミュレーション結果等を含む資料提出に代えることができる。

(10) 履行に必要な技 術資料を利用できる、若しくは利用できる事業者と連携できること。

(11) 実証試験に関する情報を、総合的に収集、分析及び評価することができること。

(12) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる体制、工程管理及び保全管理ができること。

(13) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し、若しくは保証できること。

(14) 本事業の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて第８号から第１３号の項目を満たすこと。

3　応募希望申請

応募希望者は、別紙様式の「応募希望申請書」及び第１号又は第２号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）の提出をお願いします。

（１）資格審査結果通知書（写）

（２）第２項第７号の競争参加資格を有していないものは、会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書並びに会計監査人設置会社にあっては、会計監査報告書及び内部統制システム整備状況の概要）

4　技術資料

次に示す資料の提出をお願いします。

（１）過去５年間における最新の同種契約実績（他官庁又は民間向け実績を含む。実績がない場合は省略可。）

（２）第２項第８号から第１３号について確認ができる書類

（３）履行に当たっての技術力、保全能力、体制等を証明できる資料

（４）下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表

ただし、前年度以降に同一の資料を提出し、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更がある場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料の提出をもって、第１号から第４号に示す資料を省略することができます。また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができます。

5　応募希望申請書及び技術資料の提出

（１）提出先

海上自衛隊補給本部経理部契約課契約管理班契約企画係

〒１１４－８５６５

東京都北区十条台一丁目５－７０

０３－３９０８－５１２１（内線５６３７、５６３４）

（２）提出期間

令和８年６月３０日（火）～令和８年７月６日（月）

なお、上記の期間にかかわらず、新たに体制、設備等が整った場合は応募することができます。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがあります。

（３）提出方法

メール、郵送又は直接持参

持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分（正午から午後１時までを除く。）

メールでの送信を希望する場合は、第１号の提出先に電話で確認をしてください。

（４）提出部数

応募希望申請書等１部

技術資料１部

（第３項第２号に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類を提出する場合は１部）

６　技術資料の審査等

提出いただいた技術資料について補足の説明が必要又は追加資料の提出が必要と判断される場合、ご協力をお願いすることがあります。

７　審査結果の通知等

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果を応募希望者に通知します。

８　疑義の申立

（１）審査結果に疑義のある応募希望者は、公募実施権者に対して、当該疑義の内容について、審査結果の通知を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができます。

ア　窓　口

第５項第１号に同じ。

イ　時　間

持参する場合は土、日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分（正午から午後１時までを除く。）

（２）公募実施権者は、疑義について説明を求められた場合は、疑義の申立の書面を受理した日の翌日から起算して５日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明

を求めた応募希望者に対して書面で回答します。

（３）疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、公募実施権者は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から３日（土、日及び祝日を除く。）以内に、説明を求めた応募希望者に書面で回答します。

９　応募に当たっての留意事項

（１）　応募希望者は、次の各号について同意した上で応募をお願いします。

ア　提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とします。

イ　正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とします。

ウ　審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することがあります。

エ　資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募希望者の負担となります。

オ　提出資料は、原則として返却しません。

カ　提出書類は、他の目的に使用しません。

キ　提出資料に、受注の可否に影響のある変更が生じた場合は、速やかに報告してください。

ク　当該調達品目等については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではありません。

（２）資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつは必要ありません。

（３）調達品目等の仕様に関する問合せを、補給本部経理部契約課契約管理班契約企画係に行うことができます。

添付書類：別紙様式

別紙様式

（記入例）

○○．○○．○○

海上自衛隊補給本部経理部長　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

応 募 希 望 申 請 書

件　　名：令和８年度「迎撃ドローン早期取得プログラム実証試験業務委託」
公示番号：補本公示０８－１第２７号

添付書類：１　資格審査結果通知書
　　２　技術資料一式